

知多市バリアフリー基本構想の策定について

1 知多市バリアフリー基本構想策定の背景と目的

わが国では、他国に例をみない急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。障がいの有無や年齢などに関わらず、一人ひとりが自立し、支えあって生活を送ることができる共生社会の実現に向けた環境を整備していくことが求められています。

知多市では愛知県が平成6年4月に策定した「人にやさしい街づくり整備指針」、同年10月に制定した「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」をもとに平成8年3月に「知多市人にやさしい街づくり計画」を策定しました。この計画では、ノーマライゼーションの理念のもと「やさしい」をキーワードに、施設整備方針や既存施設の改修計画、ソフト事業の推進について示しており、これに基づいて公共的施設や道路の整備、市民に対する啓発事業を推進してまいりました。

国が定めた「バリアフリー法」(平成18年12月)によると、高齢者、障害者、妊産婦等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。この法律で市町村は基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「バリアフリー基本構想」という)を作成するよう努めるものとされています。

バリアフリー基本構想は、既存の施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設(「生活関連施設」)を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障がい者、妊産婦等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。

本市では平成30年3月に「朝倉駅周辺整備基本構想」を策定しまちづくりを進めているところであり、本構想で定める方針に基づいた施設整備、インフラ整備を行うことにより、安全・安心で快適な環境整備を実現したいと考えております。

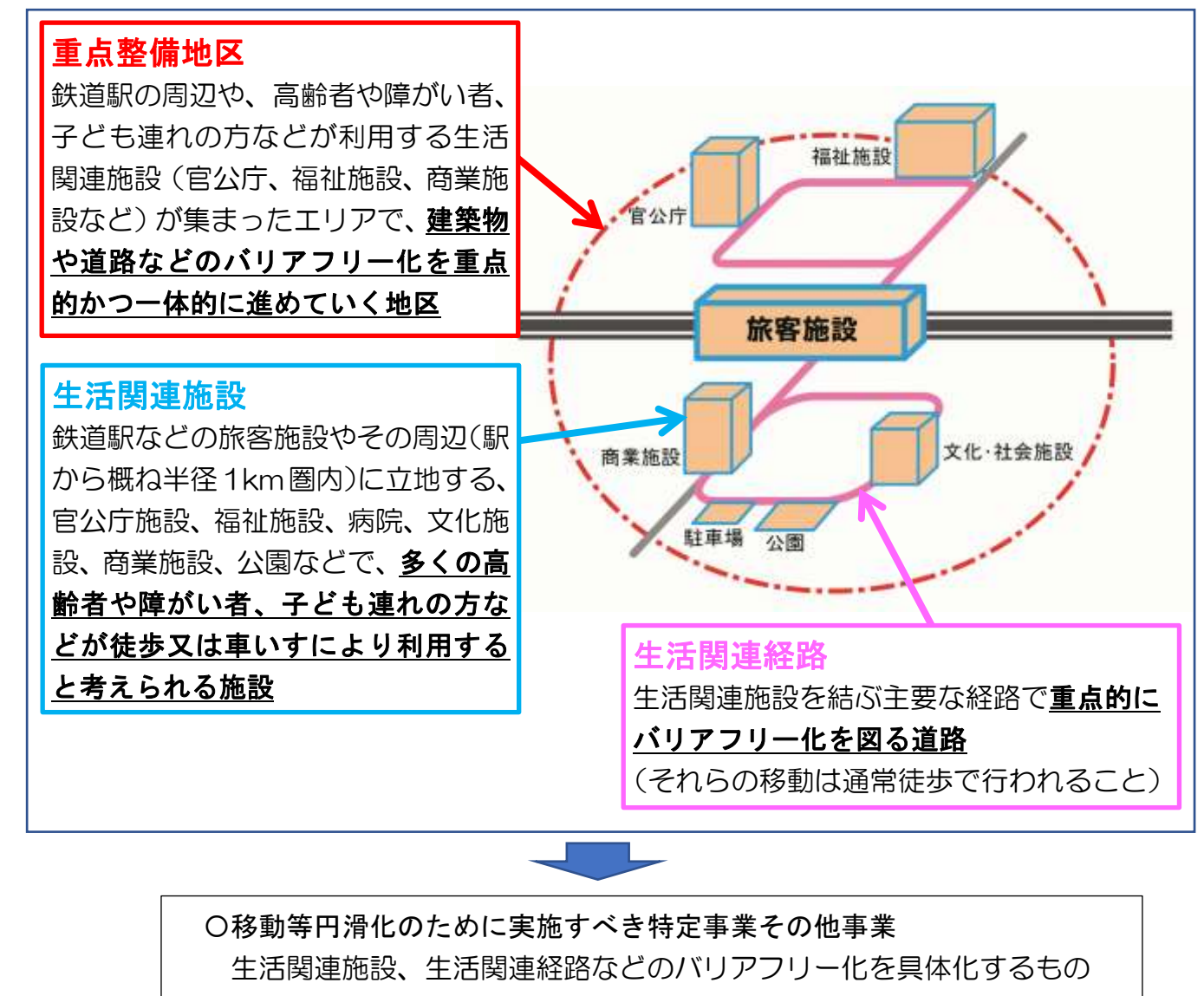
※「ノーマライゼーション」…高齢者や障がい者などハンディキャップを持つ人は、そうでない人同等の基本的な権利を有する社会の構成員であり、普通に生活し、活動することはもとより、そのあるがままの姿で地域社会に包含され、他の人と同等の権利を享受することができるという考え方。(出典:「知多市人にやさしい街づくり計画」)

※「バリアフリー法」…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

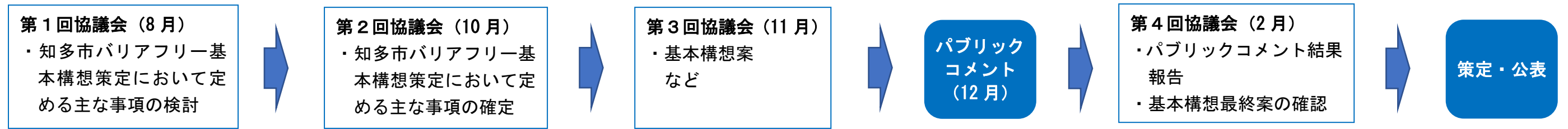
2 知多市バリアフリー基本構想策定において定める主な事項

バリアフリー法(第25条)の規定に基づき、次に掲げる事項について基本構想に定める必要があります。

- 重点整備地区の位置及び区域について(資料2)
- 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について(資料3)
- 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項について(資料4)
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他事業に関する事項(資料5)



3 知多市バリアフリー基本構想策定の流れ



4 上位・関連計画における位置づけ

本基本構想の策定に向け、バリアフリーに関連する事業を検討するうえで関連する計画等は、つぎのとおりです。

